

令和4年度 予算総会資料

日時 令和4年3月9日(水) 受付午前10時 開始10時30分
場所 赤羽会館 小ホール
北区赤羽南1-13-1 TEL 03-3901-8121

一般社団法人 東京都医薬品配置協会
東京都台東区下谷1-13-10-301
電話 03(5830)7131

※ 当日この資料を必ずご持参下さい。

スローガン

- ◆ 先用後利の精神に則り都民の保健衛生向上に寄与しよう。
- ◆ 配置薬によるセルフメディケーションを推進し、地域医療に参入しよう。

◇ 式 次 第 ◇

午前の部 予算総会 午前10:30～
令和4年度 予算総会

司会 高見監事

- | | |
|-----------------------|--------|
| (1)開会の辞 | 石倉副会長 |
| (2)会長の挨拶 | 室井会長 |
| (3)議事録署名人選出 | 司会者 |
| (4)議長選出 | 司会者 |
| (5)議案 | |
| 第一号議案 令和4年度 事業計画案承認の件 | 岩瀬副会長 |
| 第二号議案 令和4年度 予算案承認の件 | 岡田会計理事 |
| 第三号議案 その他 | 岩瀬副会長 |
| (6)閉会の辞 | 石倉副会長 |

午後の部 資質向上講習会 11:45 受付 開始12:00～16:30

- 内 容 ◎平井政己先生 元独立行政法人医薬品医療機器総合機構品質管理部
 第6章 リスク区分等の変更があつた医薬品について
 第7章 配置販売業者に求められる理念 倫理・関連法規
- ◎今泉眞知子先生 元東京都病院薬剤師会 副会長
 第1章 医薬品に共通する特性と基本的知識
 第2章 人体の働きと医薬品

第一号議案

令和4年度事業計画

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

本会は一般社団法人として、本会定款の定めにより次の事業を行う。

重点事業 ● 会員の倫理、資質向上。登録販売者(法的資格)のための事業。

● 薬事知識の普及啓発と保健衛生向上のための事業。

● 薬務行政に対する協力事業。

● 配置薬業向上改善に関する事業。

1. 会員の指導教育に関する事業

会員の職能水準向上のため、一般社団法人全国配置薬協会所定の生涯教育規準に基づき次の教育、講習を行う。

(1) 資質向上義務化対策講習会(身分証申請に合わせて1月～12月で実施) 4月6日、6月8日(決算総会時)、3月(予算総会時)の3回実施。他予備日1回。協会ホームページにて一般の方々にも告知し、受講可能とする。

(2) 臨時講習会 副作用情報、その他緊急を要する場合、必要に応じて実施する。

(3) 東京都委託による講習会 年度内に1回 実施。11月、都民ホール予定。

(4) 通信教育(会員のみ受講可)

通信教育実施予定 ①申し込み受付 6/20～6/30(予定) ②テキスト発送7/17～7/27(予定)

③勉強実施日 テキスト着後～9/10 ④回答用紙返送 9/10～9/20必着(予定)

⑤添削 09/21～9/30(予定) ⑥会員へ成績返却 10月末まで(予定)

(5) 会員の倫理、資質向上の励みとして、優良配置業者表彰、永年勤続者表彰を行う。また、薬事衛生及び各事業の推進に貢献した会員には東京都薬事功労賞の推薦を行う。

2. 都民に対する薬事知識の普及啓発と保健衛生に関する事業

(1) 消費者向け情報開示 既存ホームページの必要箇所更新。また、医薬品等の安全性情報等も開示する。

(2) チラシ、パンフレット等の配布 チラシ、パンフレット等を作成、又は行政 当局からの資料の交付を受け、関係者に配布。

3. 薬務行政協力事業

(1) 麻薬、大麻、覚せい剤等撲滅運動、社会福祉事業に対する協力。一般家庭との密着度の高い本業の特性をいかして、回商時配置員のロコミ、その他チラシ等を配布する。また、東京都主催麻薬撲滅運動大会への参加、啓発運動への協力。

(2) 献血協力事業 献血人員の増加と成分献血の推進を計る。

実施日 8月1日(「**配置薬の日**」*注)とする。実施場所は新宿(予定)とする。

当日の献血者に「配置薬の日」を周知していただくために、クリアホルダーを配布する。

*注 「**配置薬の日**」:令和元年に一般社団法人・日本記念日協会により認定・登録。

富山県富山市に事務局を置き、「おきぐすり」の発展・研究で保健衛生水準の向上をめざす一般社団法人全国配置薬協会が制定。医薬の普及が十分ではなかった江戸時代から300年以上にわたりセルフメ

ディケーションの先駆けとして、地域の人々の健康維持・増進を支えてきた配置薬。「先用後利」という有用性、利便性、経済性に優れた配置薬をさらに多くの人に普及拡大することが目的。
日付は8と1で「は(8)いち(1)」と読む語呂合わせから。

4. 相談事業

- (1) 消費者電話相談 本会事務所にて一般都民より配置薬に対する相談、苦情に随時応じ、消費者と配置業者の連絡窓口とする。

5. 上部団体会議

- (1) 全国配置薬協会会議 配置販売業に関わる情報交換。国の行政指導等、又は業界内外の実情等についての会議。
- (2) 関東ブロック会議 関東地方における配置販売業者に関わる情報交換。

7. その他の事業 その他、単発に行われる事業。

収 支 予 算 書 (案)

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(第43期)

科 目	予 算 額			備 考
	4年度予算	3年度予算	比較増減	
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
(1)会費収入	2,900,000	3,320,000	△ 420,000	甲会員 … 50名×22000
①会費収入	2,900,000	3,320,000	△ 420,000	乙会員 … 90名×20000
(2)受諾事業収入	396,000	406,000	△ 10,000	
①全配協補助金	50,000	50,000	0	
②全配協還付金	136,000	146,000	△ 10,000	資質向上対策費 としての還付金
③東京都委託金	210,000	210,000	0	全業者・従事者対象薬事講習会 (年1回の事業委託)
(3)受講料収入	272,000	306,000	△ 34,000	受講料徴収
①資質向上対策講習会 受講料	272,000	306,000	△ 34,000	会員→甲・乙共2,000円×40名×3回 通信教育(会員のみ受講可) 甲・乙 共4,000円×8名
(4)雑収入	130	200	△ 70	
①受取利息	30	100	△ 70	
②雑収入	100	100	0	
③定期預金取り崩し収入	0	0	0	
事業活動収入計	3,568,130	4,032,200	△ 464,070	
2. 事業活動支出				
2-1.事業費支出合計	1,721,000	1,880,000	△ 159,000	
(1)指導教育に関する事業	1,400,000	1,640,000	△ 240,000	
①講習会費	606,000	606,000	0	★資質向上対策事業(協会)年4回
講師料	180,000	180,000	0	6月・3月の総会日と4月・8月(予備日)
賃借料	80,000	80,000	0	の計4回 実施
旅費交通費	60,000	60,000	0	
通信運搬費	65,000	65,000	0	
印刷製本費	70,000	70,000	0	★資料作成、製本他
費用弁償	140,000	140,000	0	
記録費	1,000	1,000	0	
雑費	10,000	10,000	0	
②東京都委託講習会費	210,000	210,000	0	全業者(従事者含む)に案内
講師料	40,000	40,000	0	★年1回実施
旅費交通費	15,000	15,000	0	
通信運搬費	50,000	50,000	0	★案内状送付等

印刷製本費	30,000	30,000	0	★資料作成、製本他
費用弁償	60,000	60,000	0	
記録費	2,000	2,000	0	
雑費	13,000	13,000	0	
③給料手当	0	0	0	
給料	0	0	0	
④賃借料	560,000	800,000	△ 240,000	
賃借料	560,000	800,000	△ 240,000	
⑤表彰費	24,000	24,000	0	★永年勤続者甲乙会員・優良配置業者
記念品費	10,000	10,000	0	★表彰記念品代 他
旅費交通費	3,000	3,000	0	
通信運搬費	3,000	3,000	0	
印刷製本費	5,000	5,000	0	★薬事功労者関係推薦書類作成諸費
費用弁償費	3,000	3,000	0	
分担金	0	0	0	
(2)薬事知識普及啓発のための事業費	90,000	90,000	0	
①都民への薬草勉強会費	0	0	0	
広告宣伝費	0	0	0	
旅費交通費	0	0	0	
通信運搬費	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	
費用弁償費	0	0	0	
記録費	0	0	0	
雑費	0	0	0	
②都民、消費者への情報開示費	90,000	90,000	0	★都民消費者への副作用情報、また
インターネット通信費	90,000	90,000	0	薬事学習への参加等呼びかけを行う
(3)薬事衛生事業への協力費	134,000	64,000	70,000	
①献血促進活動費	92,000	22,000	70,000	★8月に新宿東口献血ルームで実施
旅費交通費	5,000	5,000	0	
通信運搬費	7,000	7,000	0	
費用弁償費	10,000	10,000	0	★促進運動お手伝い者へ
記録費	0	0	0	
雑費	70,000	0	70,000	「8.1配置薬の日」クリアホルダ作成配布
②麻薬撲滅活動協力費	42,000	42,000	0	★「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」参加
旅費交通費	12,000	12,000	0	都の麻薬覚せい剤乱用防止運動東京
通信運搬費	0	0	0	大会に参加
費用弁償費	30,000	30,000	0	
印刷製本費	0	0	0	
記録費	0	0	0	
(4)相談事業費	1,000	1,000	0	

①電話相談費	1,000	1,000	0	★都民、消費者等と、業者による相談
通信運搬費	1,000	1,000	0	★不回り薬箱引き取り相談
(5)支部活動事業費	0	0	0	
①支部活動事業費	0	0	0	★支部総会
東部支部	0	0	0	
西部支部	0	0	0	
多摩支部	0	0	0	
(6)情報収集及び刊行物発行費	0	0	0	
①機関紙発行費	0	0	0	★記念誌
費用弁償費	0	0	0	
通信運搬費	0	0	0	
印刷製本費	0	0	0	
(7)上部団体会議費	96,000	85,000	11,000	
①全配協会議費	55,000	50,000	5,000	★会長、副会長、専務参加
旅費交通費	30,000	30,000	0	(富山・東京・京都等)
費用弁償費	10,000	5,000	5,000	
会議費	15,000	15,000	0	
②関東ブロック会議費	41,000	35,000	6,000	★会長、副会長、専務、理事参加
旅費交通費	10,000	10,000	0	
通信運搬費	1,000	1,000	0	
費用弁償費	20,000	10,000	10,000	
会議費	10,000	14,000	△ 4,000	
(8)その他の事業	0	0	0	
①関東ブロック会議東京大会	0	0	0	
2-2.管理費支出合計	1,749,000	2,014,200	△ 265,200	
(1)費用弁償費	500,000	550,000	△ 50,000	★事務処理、会計処理、理事会、他団体会合等
(2)給料手当	0	0	0	★職員給与(残業手当含む) 全給料合計内2/3は指導教育に関する事業費に転用
(3)厚生費	0	0	0	★職員中退金掛金・社会保険料他
(4)全配協負担金	80,000	90,000	△ 10,000	★上部団体
(5)関東ブロック会負担金	30,000	85,200	△ 55,200	〃
(6)新聞図書費	85,000	85,000	0	★業界紙広告料 他
(7)旅費交通費	200,000	200,000	0	★理事会、他団体との会議等
(8)通信運搬費	120,000	150,000	△ 30,000	★会員への通信費
(9)什器備品費	1,000	1,000	0	
(10)消耗品費	12,000	12,000	0	
(11)修繕費	1,000	1,000	0	
(12)印刷製本費	30,000	20,000	10,000	★総会資料作成他
(13)水道光熱費	60,000	60,000	0	

(14)賃借料	280,000	400,000	△ 120,000	★事務所、複合機 他 全賃借料合計2/3は指導教育に関する 事業費に転用
(15)手数料	200,000	200,000	0	★振込手数料、他県・組合会費徴収手 当、税理士事務所等
(16)損害保険料	20,000	0	20,000	
(17)租税公課	80,000	80,000	0	★都民税
(18)雑費	50,000	80,000	△ 30,000	★慶弔費他
事業活動支出計	3,470,000	3,894,200	△ 424,200	
事業活動収支差額	98,130	138,000	△ 39,870	
Ⅱ 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計				
2. 財務活動支出				
財務活動支出計				
財務活動収支差額				
Ⅲ 予備費支出				
1. 予備費	98,130	138,000	△ 39,870	
当期収支差額	0	0	0	
前期繰越収支差額	0	0	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

令和4年度 納入会費等

項目		金額	納入時期
1.協会費(身分証1枚毎)	甲	22,000円	当年度4月末を目処に納入して下さい。
	乙	20,000円	
2.全配協賦課金 体質強化費	甲、乙共	800円	
政治連盟費	甲、乙共	200円	
資質向上対策費	甲、乙共	3,000円	
合計(上記1.+2.)	甲	26,000円	
	乙	24,000円	

※ 全配協賦課金は、他の道府県にて納入している場合は必要ありません。

この場合は2.全配協賦課金を除く額、即ち1.協会費 となります。また、体質強化費、政治連盟費は金額が変わりましたが、総額は変わりません。

※ 公益事業を円滑に遂行するためにも、会費等は期限内(4月末)に納入されますよう是非ご協力をお願いいたします。